

分別して燃えるごみを減らしましょう

市では、市民の皆さんにごみの分別をお願いし、資源ごみとして、ビン、カン、紙類、布類、ペットボトルなどの分別収集を行っています。家庭や事業所から出される燃えるごみのうち、約20パーセントは、紙・布類です。これらは、分別することで資源となります。紙・布類の1層の分別にご協力をお願いします。

問環境リサイクル課 ☎234

紙・布類は資源の日に出しましょー

紙類の出し方

次の品目ごとに分別して出してください。

段ボール：1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字にしる。

新聞紙（広告を含む）：ひもで十字にしる（専用の袋に入れてもしる）。雑誌、書籍：ひもで十字にしる。



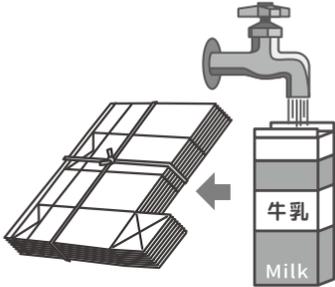
ざつがみ類（包装紙、封筒、菓子の外箱など）：紙袋などに入れて、ひもで十字にしる（ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は除く）。



シユレッターした紙類：透明・半透明の袋に入れる（シート紙、酒類のパック、シート紙、ロール紙、アイロンプレスシートなどの捺染紙、感熱紙など）。



牛乳パック：洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字にしる。



※次の紙類は、資源となりません。燃えるごみに出してください。

油などで汚れているもの、カーボン紙、写真、紙コップなどのワックス加工品、香料

布類の出し方

必ず、透明・半透明の袋に入れて出してください。



※次の布類は、資源となりません。燃えるごみに出してください。

汚れたもの、濡れたもの、不衛生なもの、ぬいぐるみ、ペットに使用したもの、まくら、ふとん（綿入り）、敷物、座布団など

紙・布類の収集は、市が行っている資源ごみの収集のほか、町会・子ども会などが集団回収を行っている地域もあります。

燃えるごみの減量化
燃えるごみは、約47パーセントが水分です。水分をよく切ることにより、減量化できます。

食品ロスの減量化

まだ食べることができているが捨てられている食べ物のことを「食品ロス」といいます。日本における食品ロスは年間約632万トンと推計されています。

食料品は計画的に購入し、調理や保存を上手に行って、食品ロスをなくしましょう。

事業所のごみの出し方

会社や工場、商店などの事業所から出る再生可能な紙類（新聞、雑誌、パンフレット類、ダンボール、コピー用紙、雑紙（はがき、封筒、名刺、紙箱など）を分別し、ごみ収集許可業者や古紙業者にお出しください。

ごみ収集カレンダー

平成29年度のごみ収集カレンダーは、市役所（環境リサイクル課窓口・総合案内）および市内各公共施設窓口で配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。種類が分かれていますので、対応するカレンダーをご確認ください。



※家庭ごみは、収集日の午前8時までにお出しください。事業所のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。



問国保年金課 ☎825

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

高額療養費制度の自己負担限度額の変更

下記のとおり、平成29年8月診療分からと平成30年8月診療分からの2段階で、高額療養費制度の自己負担限度額が変更されます。

なお、住民税非課税世帯の方については、変更ありません。

適用年月		現行		平成29年8月～平成30年7月		平成30年8月～				
所得区分	課税所得(注1)	窓口負担	限度額(世帯単位)	外来(個人単位)	限度額(世帯単位)	外来(個人単位)	限度額(世帯単位)			
現役並み所得者	690万円以上	3割	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回該当: 44,400円> (注3)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回該当: 44,400円>	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <多数回該当: 140,100円>	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <多数回該当: 93,000円>			
	380万円以上							80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回該当: 44,400円>	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 <多数回該当: 44,400円>
	145万円以上									
一般	145万円未満(注2)	1割	44,400円	14,000円 (注4)年間上限額 144,000円	57,600円 <多数回該当: 44,400円>	18,000円 (注4)年間上限額 144,000円	57,600円 <多数回該当: 44,400円>			
低所得Ⅱ	住民税非課税	1割	24,600円	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし			
低所得Ⅰ	住民税非課税(所得一定以下)		8,000円	15,000円	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし		

注1：課税所得とは、収入から所得控除などを控除した額を示します。
 注2：収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は、383万円未満）の場合も含まれます。
 注3：多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額を示します。
 注4：年間上限額は、8月から翌年7月までの合計額に対して適用されます。